

国立研究
開発法人 海上技術安全研究所 国際会議報告

会 議：国際海事機関（IMO）第 68 回海洋環境保護委員会（MEPC 68）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2015 年 5 月 11 日～15 日

参加国：国および地域：99、政府間機構：7、国際機関：52

海技研からの出席者：

太田 進：国際連携センター長

横井 威：環境・動力系環境影響評価研究グループ主任研究員

黒田麻利子：流体設計系実海域性能研究グループ主任研究員

概要：海洋環境保護委員会は、

- 極海コードの環境保護に係る規則及びこれら規則を義務化するための MARPOL 条約附属書 I、II、IV 及び V の改正を採択した。
- EEDI 適用船舶の安全確保のための暫定最低出力ガイドラインにおいて、船種毎に載貨重量に基づき最低出力を決定するレベル 1 の基準を強化した。
- EEDI 検査・認証ガイドラインにおいて、海上試運転解析法として使用することになっていた ISO 15016 を、2002 年版から 2015 年版に改訂した。
- 燃費報告制度については、対象船舶等に合意し、さらに詳細を検討するため中間会合を開催することとした。
- 2016 年の副議長に（一財）日本船舶技術研究協会の斎藤英明氏を選出した。

主な貢献

太田は、義務要件の検討及び採択の審議を担当し、この議題に関する起草部会にも参画した。また、貨物運送（CCC）小委員会の報告のうち、固体ばら積み貨物に係る事項の審議を担当した。

横井は、「燃費報告制度（MRV: Monitoring, Reporting and Verification）（議題 4）」の審議を担当し、併せてこの議題に関する作業部会にも参画し、燃費報告制度案の審議に貢献した。

黒田は、「大気汚染及びエネルギー効率（議題 3）」の審議を担当し、併せてこの議題に関する作業部会にも参画し、EEDI 関連の審議に貢献した。



海技研からの出席者

主な審議結果

当所職員が担当した事項における主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 義務要件の検討及び採択

1.1 極海コード

委員会は、極海コード案のうち環境保護に係る規定を採択するとともに、同コードのこれらの規定を義務化するための MARPOL 条約附属書 I (油)、附属書 II (有害液体)、附属書 IV (汚水) 及び附属書 V (廃物) の改正を採択した。その際、北極海域の定義については、2014 年 11 月に開催された第 94 回海上安全委員会で合意された案に合わせた。

1.2 スラッジタンクに係る規則

委員会は、スラッジタンクと貨物油タンクの分離に係る要件をより明確にするための MARPOL 条約附属書 I 第 12 規則の改正を採択した。

2 エネルギー効率

2.1 EEDI レビュー

日本がコーディネータを務める CG (通信部会) において、現在の省エネ技術開発状況および EEDI 規制開始 (2013 年 1 月) からこれまでの EEDI データベースを考慮した、EEDI 規制フェーズ 2 (2020 年~2025 年) の規制値についてのレビューが行われている。今次会合においてその進捗報告がなされ、委員会により承認された。また、これから新たに提供される EEDI データベース項目に、レビューのために有益だと考えられた EEDI 参照速度および主機出力を、機密性を保持した上で追加することが承認された。

2.2 EEDI 検査・認証ガイドライン

EEDI 検査認証ガイドラインにおいては、海上試運転で最終的に EEDI を確定することとされており、その試運転解析法として、ISO 15016:2002 などが推奨されている。ISO 15016 については、技術的改訂作業が行われ、2015 年 4 月 1 日に改訂版 ISO 15016:2015 が発行された。この改訂を受け、委員会は、2015 年 9 月 1 日から海上試運転を実施する船舶については改訂版の ISO 15016:2015 を使用する事に合意し、EEDI 検査認証ガイドラインの改正を採択した。

2.3 最低出力ガイドライン

EEDI 規制適用船舶について、荒天下での操縦性を保つために必要な出力を有しているかを判断する目的で、暫定最低出力ガイドラインが適用されている。暫定最低出力ガイドラインは、レベル 1 (最低出力ライン)、レベル 2 (要求出力簡易評価) の 2 段階方式となっているが、前回会合 (MEPC 67 : 2014 年 10 月) で、ギリシャなどの船主国からガイドラインの強化が提案された。今次会合において、委員会は、レベル 1 の最低出力ラインを強化することに合意し、暫定最低出力ガイドラインの改正を採択した。また、レベル 2 についてはヨーロッパや日本で行われている研究成果を踏まえて改正を検討することに合意した。

3 燃費報告制度 (MRV)

前回会合において、船舶の燃費改善に関する更なる対策を進めるため、燃費報告制度に係る CG が設置され、燃費報告制度の案が作成された。今次会合では、CG で合意に至らなかった以下の事項について審議した。



3.1 対象船舶・データ収集間隔

委員会は、燃費報告制度の対象船舶を、国際航海に従事する総トン数 5,000 トン以上の船舶とすることに合意した。また、収集したデータの報告の間隔は 12 ヶ月とすることに合意した。

3.2 報告主体・内容

委員会は、個船のデータは主管庁を通して船主に報告させることに合意し、報告内容には、IMO 番号、船種、総トン数、純トン数、載貨重量、主機・補機出力、EEDI、Ice class、油種ごとの燃料消費量等を含めることに合意した。一方、Transport work を構成するデータである航海距離、稼働時間、貨物重量/貨物体積については、今後さらに検討することにした。

3.3 検査・PSC の実施

委員会は、データの監査に係る事項は、船舶エネルギー効率管理計画書（SEEMP）にデータ収集方法の記載を行った場合及びデータの提出があった場合の検査や PSC に関する記載を行うことに合意した。

3.4 中間会合

委員会は、報告すべきデータ項目の詳細やデータの機密性確保等の詳細について検討するため、日本を議長とする中間会合を開催することに合意した。

4 次回会合

次回の海洋環境保護委員会（MEPC 69）は、2016 年 4 月 18 日から 22 日まで、ロンドンの IMO 本部で開催される予定である。